

## 卒FIT（固定価格買取制度の終了した電力）の 市内活用について検討を開始します！

横浜市は、「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、持続可能な大都市モデルの実現に向けた取組を進めています。

令和元年11月以降、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく電力の買取期間が満了となる住宅用太陽光発電が順次発生する<sup>※1</sup>ことを受け、横浜市内における、再生可能エネルギー活用促進に向けた卒FITの地産地消事業の検討及び実証を、東京電力エナジーパートナー株式会社と協定を締結し推進します。

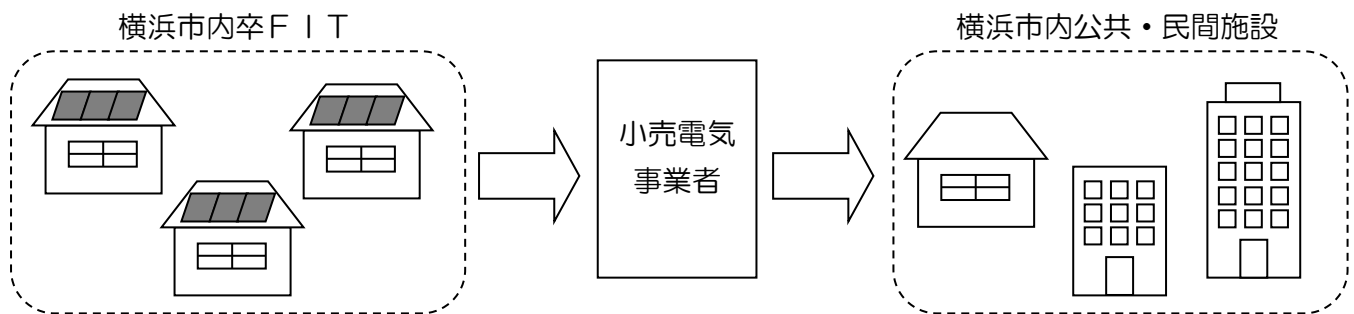
### 再生可能エネルギー活用促進に向けた卒FITの地産地消事業

固定価格買取制度が終了した住宅用太陽光発電は、発電者が自ら使用（自家消費）する他、小売電気事業者と契約し余剰電力を売電することになります<sup>※2</sup>。このうち売電する電力について、横浜市内で発電された電力を横浜市内で消費し、再生可能エネルギーの地産地消を推進する手法の検討を開始します。

再生可能エネルギーの地産地消により、横浜市内で使用される電力の脱炭素化を促進するとともに、市民・事業者の皆様により再生可能エネルギーを身近に感じていただくことを目指します。

なお、検討は東京電力エナジーパートナー株式会社と協定を締結し、連携して実施します。

（協定期間：令和元年11月29日から令和3年3月31日まで）



### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）について

※1 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が10年間と定められていることから、平成21年11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方については、令和元年11月以降、10年間の買取期間を順次満了していくことになります。

※2 固定価格買取制度終了に関する情報については、経済産業省のホームページに掲載されています。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/)

お問合せ先

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 Tel 045-671-2636